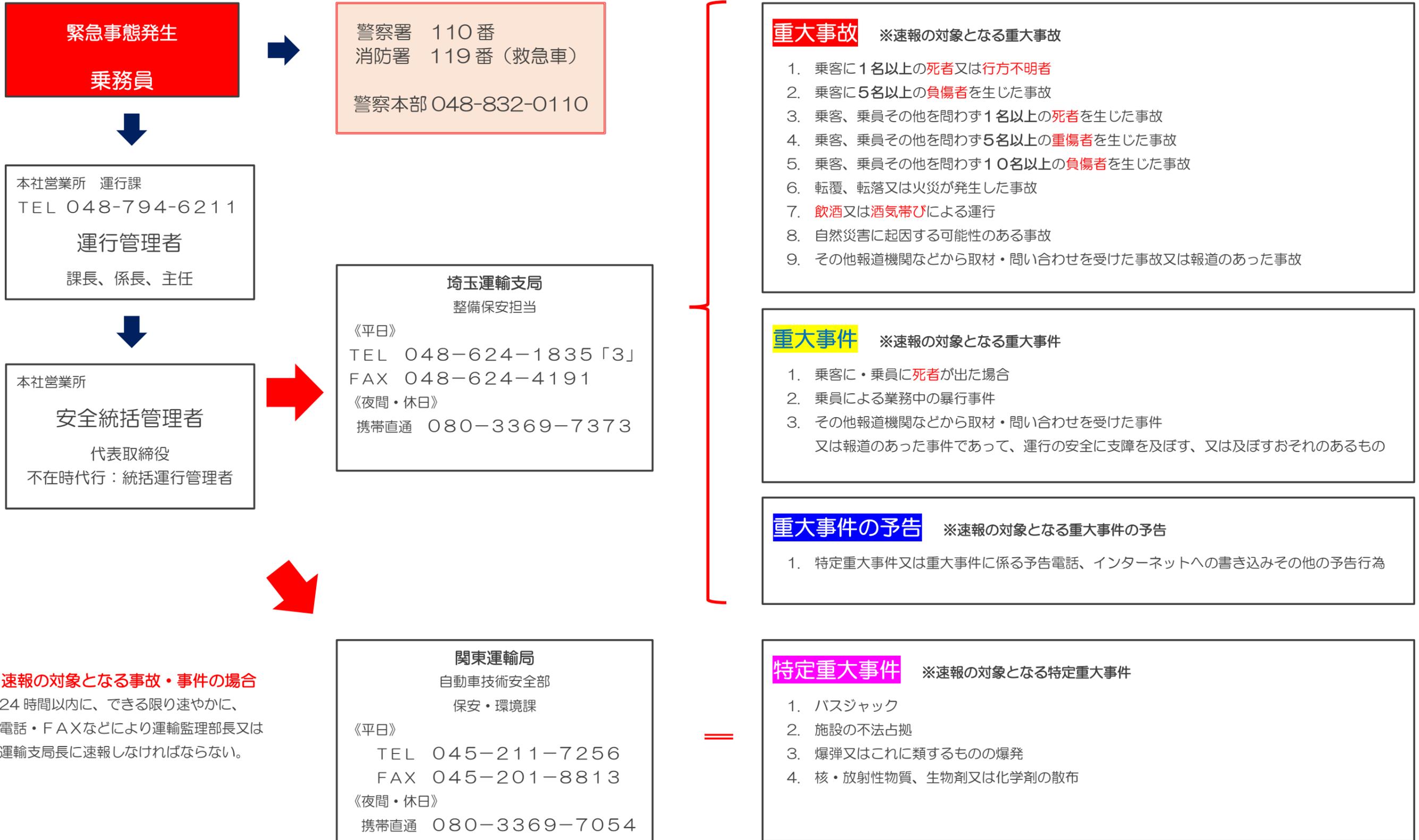


# 重大事故・重大事件 緊急連絡体制



### ※速報の対象となる事故・事件の場合

◆24時間以内に、できる限り速やかに、電話・FAXなどにより運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- 重大事故** ※速報の対象となる重大事故
1. 乗客に1名以上の死者又は行方不明者
  2. 乗客に5名以上の負傷者を生じた事故
  3. 乗客、乗員その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
  4. 乗客、乗員その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
  5. 乗客、乗員その他を問わず10名以上の負傷者を生じた事故
  6. 転覆、転落又は火災が発生した事故
  7. 飲酒又は酒気帯びによる運行
  8. 自然災害に起因する可能性のある事故
  9. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

- 重大事件** ※速報の対象となる重大事件
1. 乗客に・乗員に死者が出た場合
  2. 乗員による業務中の暴行事件
  3. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

- 重大事件の予告** ※速報の対象となる重大事件の予告
1. 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

- 特定重大事件** ※速報の対象となる特定重大事件
1. バスジャック
  2. 施設の不法占拠
  3. 爆弾又はこれに類するものの爆発
  4. 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布